

経税部
だより

電子帳簿保存法とは？

税理士 山本 佐代子

1. はじめに

昨今、コマースや電子でもよく目にする「電子帳簿保存法」についてご説明いたします。

我々税理士も、令和5年10月1日から施行される「消費税のインボイス方式」に気をとられている最中に、令和4年1月1日から義務付けられる「電子帳簿保存法」に慌てました。

納税者への周知が行き届いてない、運用上の準備が間に合わないこと等から、2年間の延長が決定されました。しかし、令和6年1月1日からは納税者に義務付けられ、帳簿等に一定の不備等が確認された場合には「青色申告の取消し」の処分がされることが明記されています。

またこのコロナ禍が続く中、各種補助金、支援金等の申請の際に、確定申告書が会計ソフト等を

電子帳簿保存法では、主に所得税法及び法人税法において、①「電子帳簿」(確定申告書等の決算書、総勘定元帳等の帳簿のこと)②「電子書類」(取引に関して

利用していない、若しくはe-Taxも利用しないで手書きで申告書の提出をされている納税者の方の中(もちろん手書きの確定申告書の提出は認められています)で、控

えの収受印が不明・申告書類等に記載の数字の判別が出来ない等の理由で支援金等の申請を取り下げた方がおられました。これに問題意識を持った政府が、記帳水準の向上を図るためにも、令和3年度の税制改正では、経済社会のデジタル化を踏まえ、經理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の手続及び要件について抜本的な見直しが行われ、電子取引により授

受した取引情報の保存方法等についても見直しが行われました。

2. 電子帳簿保存法とは

相手方から受け取った注文書・領収書等や、相手方に交付したこれらの書類の写し)の保存義務について定められています。

②の取引情報を電子取

引(E-DIやインターネット)により授受した場合には、現在は紙で出力したものを保存していましたが、新たに電子取引により授受した注文書・領収書等の取引情報については、クラウド(外部のネットワークを介したシステム)等を利用して保存が義務づけられます。

電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)の概要は次のとおりです。

(1) 国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類については、一定の要件の下で、電磁的記録等(電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下「COM」という))による保存等

(2) 所得税(源泉徴収に係る所得税を除く)及び法人税の保存義務者が、いわゆるE-DI取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報(注文書・領収書等に通常記載される事項)を電磁的記録により保存しなければなりません。

具体的には、情報がハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ、クラウド(ストレージ)サービス等に記録・保存された状態にあるものをいいます。

まずはソフトウェアの取扱説明書等で電子帳簿

保存法の「優良な電子帳簿」の要件を満たしてい

るか確認してください。

また、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下「JIIIMA」という)において、市販のソフトウェア及びソフトウェアサービス(以下「ソフトウェア等」という)を対象に、電子帳簿保存法における優良な

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

5. システム関係、事務処理マニュアル

(入力担当者)

1- 仕訳データ入出力は、所定の手続を経て承認された証票書類に基づき、入力担当者が行う。(仕訳データの出入力処理の手順)

2- 入力担当者は、次の期日までに仕訳データの入力を行う。

①現金、預金、手形に関するもの

②売掛金に関するもの

③仕入、外注費に関するもの

④その他の勘定科目に関するもの

取引に関する書類を確認してから1週間以内(仕訳データの入力内容

の確認)

3- 入力担当者は、仕訳データを入力した日に入力内容の確認を行い、入力誤りがある場合はこれを速やかに訂正する。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

電子帳簿の要件(改正前の電子帳簿保存法の保存要件に相当する要件)適合性の確認(認証)を行っており、JIIIMAが確認(認証)したソフトウェア等については、図表1のマークから確認することができます。

【図表1】認証ロゴ (令和3年6月現在使用されているもの)



〈認証ロゴを使用できる場所〉
認証製品の梱包材、製品マニュアル、技術マニュアル、仕様書ウェブページ等
〈国税庁HPの掲載場所〉
ホーム/法令等/その他法令解釈に関する情報/電子帳簿保存法関係/JIIIMA認証情報リスト

【電子帳簿保存要件の概要】

保存要件概要	改正前	改正後	
		優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	—
システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること	○	○	○
保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件	取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	—
	日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○ ^{*1}
	二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○ ^{*1}
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	—	— ^{*1}	○ ^{*2}

*1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります(スキャナ保存及び電子取引についても同様)。

*2 「優良」の要件を全て満たしているときは不要となります。
(参考) 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除(65万円)が適用できます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、優良な電子帳簿に記録された事項に関して申告漏れがあった場合に課される過少申告加算税が5%軽減される措置のことをいいます。

訂正又は削除の処理を行う。訂正又は削除記録の保存(訂正又は削除記録の保存)

6-5の場合には、管理責任者は訂正又は削除の処理を承認した旨の記録を残す。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

(1) 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

(2) タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のおり要件が緩和されました。

(3) 適正事務処理要件が廃止されました。

(4) スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正(隠蔽、仮装された事実)があった場合の重加算税が10%加算される措置が整備されました。

期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。

②受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。

③電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる

④検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されることがなくなり、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになりました。